



環 政 第 2 9 7 号
平成30年5月22日

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について

平成29年11月27日付け宜建市第100号で送付されたみだしの環境影響評価準備書について、沖縄県環境影響評価条例第42条第3項により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(別添)

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業(以下「本事業」という。)は、平成 27 年 3 月末に返還された駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、土地区画整理事業により道路、公園、雨水排水施設等の都市施設を整備するとともに必要な造成工事を行い、返還跡地の計画的な開発整備を推進することを目的としている。

本事業の対象事業実施区域は、米駐留軍の住宅や倉庫等として使用されていたことから、過去に土地改変が行われた場所もあるが、石灰岩堤を両側に配した枯れ谷地形のイシジャーや洞穴のフトウキアブ等の琉球石灰岩の特徴を呈した地形・地質や自然林のガジュマルーハマイヌビワ群落が残存しており、絶滅危惧種のオキナワコキクガシラコウモリやリュウキュウユビナガコウモリをはじめとする貴重な動植物の生息・生育環境が残存している。また、対象事業実施区域の不整合面には、重要文化財として国が指定したチュンナーガーをはじめとした湧水群が分布し、その周辺には多数の遺跡が確認されていることから、文化的及び学術的にも重要な場所となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業の土地利用は、「国際医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち」をコンセプトとして、イシジャーや湧水群等に配慮し、国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン、都市公園、墓地ゾーンのゾーニングや幹線道路、区画道路等の配置が検討されている。

一方で、本事業に係る環境影響評価準備書(以下「本準備書」という。)における造成計画によれば、フトウキアブや石灰岩堤を一部改変する計画となっていることから、貴重動物や重要な地形・地質への影響が懸念され、これらの改変が回避又は可能な限り影響が低減されるように土地利用計画や道路線形を検討する必要がある。また、イシジャーは、都市公園計画によれば、木道や庭園灯が整備されることが予定されているが、貴重動植物への影響を考慮すると望ましいものとはいえない。このように、より環境に配慮したものとなるよう事業計画を検討する必要がある。

さらに、墓地計画が定まっていないこと等から造成範囲が変動する可能性があるとしているが、より適切に環境保全措置を検討するためには、より熟度の高い事業計画及び工事計画を示した上で環境影響評価を実施する必要がある。

なお、本事業は、環境影響評価の実施と並行して沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成 7 年法律 102 号)に基づく支障除去措置や埋蔵文化財調査等(以下「支障除去措置等」という。)が実施されている。本事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する知事意見では、「関係機関と十分な連携を図り」「関係事業者が環境保全措置を行うに当たって情報提供することにより、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境や生活環境が損なわれることがないように十分に配慮する必要がある」ことを述べている。これに対応し、支障除去措置等に先立って、沖縄防衛局により貴重動植物の移動・移植等の環境保全措置が実施されているが、当該環境保全措置は、環境影響評価を実施した上で、検討・実施されたものではないため、環境配慮が十分なされているとはいえない。ついては、今後の駐留軍用地跡地における事業を支障除去措置も含めてより環境に配慮したものとするためには、より早期に環境影響評価

を実施させることが望ましい。

以上を踏まえ、下記に示す事項について検討し、環境影響評価書に示す等適切に対応すること。

記

1 総体的事項

(1) 事業計画について

ア フトゥキアブに関して、地形・地質に係る予測においては、陸域改変区域内に含まれないと予測しているが、歴史的・文化的環境における予測においては、その 42.31%が消失すると予測しており矛盾した予測結果となっているため、項目ごとの予測結果の整合を図ること。

なお、フトゥキアブは、重要な地形、又は保全上重要な文化財であり、貴重動物の生息環境となっている可能性もあることから、保全する必要があると考える。

については、地下の洞穴の範囲についても十分考慮し、フトゥキアブ全体の改変が可能な限り回避されるよう土地利用計画を検討すること。

イ 都市公園の基本計画については、隣接する住宅ゾーンや国際医療拠点ゾーンとの関係性や環境影響評価により把握した動植物の生息・生育環境としての重要性を考慮し、保全、利用、共生等のあり方について基本的な考え方を整理する必要がある。

イシジャーは絶滅危惧 I 類に分類されるオキナワコキクガシラコウモリやリュウキウユビナガコウモリの採餌場となっていること、また、湧水周辺は湿地性の貴重動植物の生息・生育環境となっていることを踏まえて、都市公園の基本的なあり方について再検討し、評価書に記載すること。

なお、イシジャーには木道が整備され、ホール照明や庭園灯が整備される計画となっているが、前述のとおり貴重なコウモリ類の生息環境となっていることを踏まえると、草本層や低木層が維持されるよう森林の内部を保全すべきであり、みだりに人が立ち入ることがないような措置を講ずること。

ウ 幹線道路の敷設により、石灰岩堤 No.2 が損傷を受け、イシジャー周辺も改変されること等から、重要な地形・地質、貴重動植物及び生態系への影響が懸念される。

都市計画決定権者は、これらへの環境保全措置として、石灰岩堤 No.2 の損傷面積が少なくなるような道路線形とし、イシジャー横断部についても橋梁構造となるよう配慮したとしているが、これらの環境保全上の重要性を鑑みるに、更に環境影響を低減する計画とする必要がある。については、道路計画における線形及び構造の見直しについて、事業者と十分調整・検討し、実行可能な範囲で環境影響を低減すること。

また、イシジャー横断部の橋梁構造については、環境保全上の利点についても明らかにすること。

エ 本準備書では示されていないが、対象事業実施区域内における文化財調査において、

郡道の普天間旧道跡が発掘されていることから、評価書にその内容を示し、本事業の実施による影響を予測及び評価すること。当該郡道の確認範囲は、現在の土地利用計画では、住宅等ゾーンに位置していることから、必要に応じ土地利用計画の見直しを検討すること。

(2) 熟度の高い事業計画及び工事計画に基づく環境影響評価の実施について

本事業に係る環境影響評価においては、「今後の事業実施区域の基盤高や施設規模の設定如何によっては、大規模な法面や工作物の出現により残留する範囲が変動したり、微気象、地下水位といった生息環境条件が変動したりすることによる予測の不確実性が残る」としていることや墓地計画において墓地の配置計画が示されていないこと等、事業計画及びそれに基づく工事計画の検討が不十分な点があり、事業の実施による環境影響が適切に予測されていないおそれがある。ついては、評価書では、より詳細な造成計画を示す等、より熟度の高い事業計画及び工事計画により環境影響評価を行うこと。

(3) 事業計画と環境保全措置の検討結果との整合について

都市公園については雨水浸透を促す計画としているが、水象に係る環境保全措置としては検討されていない等、事業計画と検討された環境保全措置との整合が図られていないと考えられる事項があることから、整合を図ること。

(4) 工事計画について

事業計画等を変更することにより、工事計画が変更となる場合は、変更後の計画を評価書に示すとともに、工事計画の変更に関連する項目については、再度、予測及び評価を行うこと。

(5) 環境影響の予測結果に基づく環境保全措置の検討等について

対象事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、対象事業の実施による環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、環境保全措置を検討する必要がある。しかし、本準備書では、湧水量が1日当たり358 m³減少することが予測されていることに対し、講ずる環境保全措置が示されていない等、環境影響が懸念されると予測している事項で環境保全措置が示されていない項目があることから、評価書に具体的な環境保全措置を示すこと。

なお、環境保全措置の検討を行ったときは、実施主体、具体的内容及び方法、効果の不確実性等を明らかにするよう整理すること。

2 個別的事項

(1) 大気質（騒音及び振動に係る内容を含む）

ア 資機材運搬車両の走行による大気質、騒音及び振動の影響の予測において、予測の前提となる交通量は、本事業の具体的な工事計画が定まっていないことから、他の土地区画整理事業の事例を引用し設定しているが、適切に環境保全措置を検討するためにはより精度の高い予測をする必要があることから、資機材運搬車両に係る交

通量は、本事業の工事計画に基づき設定すること。

イ 建設機械の稼働による大気質への影響の予測において、建設機械の燃料消費量がピークとなる時期を予測対象時期としているが、月毎の建設機械種別の稼働台数を示した建設機械の稼働計画が示されていないことから、燃料消費量のグラフが工事計画や建設機械の稼働計画と整合がとれているか確認できないため、評価書に示すこと。

(2) 騒音・振動

ア 建設機械の稼働による騒音又は振動の影響の予測において、建設機械の稼働による騒音又は振動が最大となる時期であるとして2年次3月目を予測対象時期としているが、建設機械の稼働計画や音響パワーレベル又は振動レベルの推移が示されていないことから、予測対象時期が適切に設定されているか確認できないため、評価書に示すこと。

イ 建設作業騒音に関して、対象事業実施区域の境界から150 m以上離れた地点に騒音発生源となる建設機械の稼働位置を設定し予測を行った結果、環境保全目標である85dBを満足するものとしている。しかし、より集落に近接した対象事業実施区域境界付近で工事を実施した場合には85dBを超える可能性があるとしているが、その具体的な予測結果は示されていない。建設作業振動の予測においても同様に対象事業実施区域境界付近で工事を実施した場合の予測結果は示されていない。

については、集落近傍で工事を実施する場合の建設作業騒音及び建設作業振動についても予測し、必要な環境保全措置を検討すること。

(3) 赤土等による水の濁り

ア 本事業の対象事業実施区域は石灰岩地域であり透水性が高いことから、「赤土等流出防止対策マニュアル（案）〔実務・施行事例集〕」（平成13年3月、沖縄総合事務局開発建設部）に基づき浸透池により流出防止対策を講じるとしている。

一方で、対象事業実施区域では、既に支障除去措置等により裸地が生じており、浸透池により流出防止対策が講じられているものの、濁水が当該浸透池から流出した事例が確認されている。

については、本事業における赤土等流出防止対策を検討するに当たっては、支障除去措置等による発生源対策により表面流出量が増加している可能性があることから、既存マニュアルを参考とする他、関係者から情報収集した上で、適切な対策を検討すること。

イ 裸地面で発生した濁水は、全て浸透池から浸透させるとしていることについて、浸透池から地下水湧出口への放流がなく地下水湧出口における水質、底質堆積物に影響を及ぼすことはないとした根拠が不明である。本準備書で示されたヒアリング調査結果によれば、対象事業実施区域内で支障除去措置等が実施されている状況において、チェーンソーで汚泥等が発生しているとされている。

については、浸透池により流出防止対策をする場合には、「赤土等流出防止対策マニュアル（案）〔実務・施行事例集〕」（平成 13 年 3 月、沖縄総合事務局開発建設部）において、浸透池により流出防止対策をする際には、「地下水脈を通じて濁水が直接公共用水域に流出」することがないように、「構造や設置場所に注意する」としていることも踏まえ、地下水湧出口における水質・底質堆積物への影響を予測し、必要な環境保全措置を検討すること。

ウ 予測において、「造成区域の土壌の沈降特性から、その沈殿率は 4 時間で 99.2 ～ 99.5% (SS : 23 ～ 25mg/L) に達することから、連続した降雨においても、沈殿後に上澄みを放流することで、最終放流先の河川へ SS : 25mg/L で放流することが可能」としていることについて、当該河川への影響について定量的に予測すること。

エ 赤土等の水の濁りについては、事後調査項目ではなく、環境監視調査として行うとしているが、地下水湧出口の水質に与える影響の予測は不確実性を伴うと考えられることから、事後調査項目として選定すること。

オ 地下水湧出口の底質中の懸濁物質量の調査結果について、SPSS ランクにより分類しているが、当該ランクは海域底質の赤土等の堆積状況を示すものであることから、地下水湧出口の底質においては、河川底質の赤土等の堆積状況を示す SPRS ランクにより分類すること。

(4) 水の汚れ

ア 水の汚れの予測については、「土地区画整理に併せ、道路や下水道等の都市基盤整備が行われ、各施設等から発生する汚水は全て下水道で処理され」としており、汚水幹線計画図が示されているが、その内容や当該計画の検討結果が示されていない。また、対象事業実施区域の供用後に発生する汚水量が示されておらず、「全て下水道で処理される」とした予測結果が確認できないことから、汚水幹線計画図の内容及び検討結果、対象事業実施区域の供用後に発生する汚水量及びその算出方法について示すこと。

イ 医療拠点ゾーンに整備が予定されている琉球大学医学部及び同附属病院からの特殊排水は、感染性病室系排水、R I 処理排水等があるとし、「それぞれの排水基準に対応した処理設備を設置し、処理後に公共下水道に放流する」としているが、具体的内容が不明である。

については、関係機関と連携し、排水の種類ごとの排水量、排水処理フロー、排水処理設備の処理方式、満たすべき排水基準について評価書に示すこと。

(5) 水象

ア 既存文献資料として示された「H15 宜野湾市自然環境調査」では、E 流域面積は 138 万 m²となっており、本準備書の地下水の水収支計算に用いられた E 地下水流域面積は約 440 万 m²であり大きく異なることから、その理由について考察し、評価書に記載

すること。

イ 計画されている琉球大学医学部及び同附属病院において大規模な地下構造物が建造された場合や敷地内が広範囲に舗装された場合には、対象事業実施区域西側の湧水群の湧水量に影響を及ぼす可能性がある。については、地下水涵養が凶られるよう当該建築物の基礎等の地下構造物や敷地内の緑化等の配慮が適切になされるよう関係機関と十分連携すること。また、連携の結果なされた配慮の内容を評価書に示すこと。

ウ 湧水の利用状況の調査結果が示されているが、宜野湾市伊佐区の利用状況が示されていないこと等から、十分に把握されていないと考えられるため、改めて調査し、予測の精度を向上すること。なお、予測において湧水の利用状況を踏まえるに当たっては、利用者の取水位置と本準備書における流量の計測位置の関係についても考慮すること。

エ 湧水量が1日当たり 358 m³減少すると予測されていることに対しては、浸透池を設置する等の案が示されているのみで、実施する環境保全措置の具体的内容が示されていないことから、評価書に示すこと。

なお、案として示された浸透池について、設置する際に帯水層である琉球石灰岩を大きく損傷させた場合には、逆効果となることもあることから、設置位置等について十分検討すること。

オ 本事業における建設発生土量の検討によると、約4万m³の客土が必要となっているため、地下水涵養量への影響を考慮し、透水性の高い土壌を用いること。

カ 表面流出量の増加に対しては、「施設配置計画が定まった段階で」「現況河川・水路の排水能力を確認したあとに、河川・水路の流下能力が十分でない場合は洪水調節のため、一時的に雨水を貯留する調整池を設ける等の対策を検討する必要がある」としているが、現在把握している土地利用計画及び施設配置計画において、雨水貯留施設等の必要性の検討結果を評価書に示すこと。

キ 都市公園の雨水排水計画では、湧水が点在するため、雨水浸透を促す排水計画とし、側溝及び素掘り側溝は、浸透性能を有するものとしているが、水象の環境保全措置では示されていないことから、事業計画と検討した環境保全措置との整合を図ること。

ク 湧水の事後調査地点は、対象事業実施区域内2地点及び対象事業実施区域外1地点としているが、事後調査結果を考察する際には環境影響評価書における調査結果や予測結果と比較する必要があることから、事後調査地点として、本準備書の調査地点4地点と、湧水量が多いと予測されたウブガー、フンシンガーについて検討すること。また、評価書では調査地点を図示することに加えて、該当する湧水の名称につ

いても示すこと。

ケ 本準備書における水収支計算においては、平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月までの現地調査結果である年間降雨量 2,062mm を用いている。沖縄気象台那覇観測所における平成 20 年、27 年の年間降雨量はそれぞれ 1,621mm、1,425mm となっており、今後も、予測に用いた年間降雨量よりも少雨の場合が想定されることから、湧水量変化の予測においては、少雨時も踏まえること。

コ 本準備書における水収支計算の計算条件では、蒸発散率を 50 %としているが、計算結果では、蒸発散率が 50 %とはなっていないことから、整合を図ること。

サ 現地踏査や市域雨水経路図を根拠として、E-1 地下水流域の水収支計算における森林地帯、草地・荒地、畑・裸地からの地下浸透はないものとしているが、同地域内で水収支計算を行った「普天間飛行場基地跡地計画における緑地計画に関する提案型研究」（平成 28 年 11 月、栄野川・小野）等の既存文献についても参考とし、同地下水流域内の地下浸透量を検討すること。

シ 本事業で計画されている下水道幹線等の地下埋設物は、地下水の流況に変化を与え、対象事業実施区域西側の湧水群の湧出量を減少させる可能性があることから、地下埋設物の設置位置、構造等の検討に当たっては、地下水位等の地下水の流況を踏まえる必要がある。については、評価書において、その検討結果を示すこと。

(6) 土壌汚染

都市計画決定権者は、方法書において、土壌汚染を環境影響評価項目として選定しない理由として、「支障除去に伴う土壌汚染の調査及び処理が行われるため、工事中に汚染土壌を拡散させるおそれがない」等としている。

一方で、沖縄防衛局が実施した支障除去措置に係る土壌汚染状況調査において、対象事業実施区域内の 2 区画において砒素が土壌溶出基準を超過したとしていることについて、当該砒素は自然由来であるとして掘削・処分等の対策は不要としている。

平成 22 年 4 月に土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）が改正・施行され、自然由来の汚染土壌についても土壌汚染対策法の対象となったことから、本事業により、当該 2 区画で土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の対策が必要となる。

については、環境影響評価項目の選定の必要性について、土地造成計画と当該 2 区画の位置を重ね合わせる等をした上で、再度検討し、必要に応じ環境影響評価を行うこと。

(7) 地形・地質

不整合面に関し、宅地ゾーンの西側の一部で切土が計画されていることについて、「ボーリング調査に基づき、不整合面の深度を把握し、必要に応じて切土計画の修正を検討し、不整合面の損傷を回避する」としているが、把握した深度に対して、どのよう

な場合に切土計画の修正が必要となるのか、具体的内容を評価書に示すこと。

また、宅地の基礎構造については、都市計画決定権者が情報提供し、施主がボーリング調査に基づき不整合面を把握し、損傷を回避すること等を促すような内容を環境保全措置としているが、当該措置により不整合面の損傷が回避されるか実効性が不透明である。については、土地利用計画の見直しを含め実効性ある環境保全措置を検討し、評価書に示すこと。

(8) 陸域植物

ア 施設等の存在及び供用時の環境保全措置として、「林縁にマント群落・ソデ群落の成立を促すための植栽を行うことで、周辺樹林の保全や伐採跡地の自然環境の早期回復を図る」としていることから、当該保全措置の実施箇所、植栽樹種、植栽時期等の具体的内容を評価書に示すこと。

また、対象事業実施区域内は、支障除去措置等により森林周辺部等において草本類や低木類の多くが除去されている状況であるので、植栽に当たってはこれらの回復にも配慮し、森林の内部が維持されるような内容とすること。

イ 維管束植物の重要な種について、ハンゲショウ、タイワンアシカキ、マツバラ、ハマツメクサ、カワジシャ、タマハリイ、オオアゼテンツキを移植するとし、資料編にこれらの移植計画を示すとしているが、資料編に示された移植計画は、支障除去措置に係るものであり、本事業に係るものではないことから、本事業に係る移植計画を評価書に示すこと。また、移植計画は、移植後の管理計画についても検討すること。

ウ 本事業に係る予測の結果、移植対象種を選定しているが、当該移植対象種に含まれていないリュウキュウコクタン、ヤリテンツキ、コウガイゼキショウについても改変による影響を受けると予測していることから、必要な環境保全措置を評価書に示すこと。

エ 対象事業の実施に伴う伐採により新規に林縁が創出されること等により乾燥化の影響を受けるとしている林内性の重要な種のマツバラ、マツザカシダ、クスノハカエデ、リュウキュウコクタンについて、環境保全措置が示されているのはマツバラのみであることから、それ以外の種に対する環境保全措置について評価書に示すこと。

オ 藻類の重要な種であるシャジクモ、イトシャジクモ、クサシャジクモについては、対象事業実施区域内で生育が確認された人工沼及びバシガー周辺は改変区域内に含まれており、生育地が消滅する可能性があることと予測していることから、必要な環境保全措置を評価書に示すこと。

カ 対象事業実施区域内で、外来種の分布状況が示されていることに対する環境保全措置として、「有識者から助言いただいた上で除去計画を作成し、除去作業を実施す

る」としていることから、有識者からの助言を踏まえて外来種の除去計画を作成し、評価書に示すこと。

キ 平成 30 年 4 月 5 日に沖縄県環境影響評価審査会が実施した現地調査の際、支障除去措置等に先立ち対象事業実施区域内の西側の緑地に移植されたリュウキュウコクタンの一部の個体の生育状況を確認したが、支障除去措置等により移植場所が林縁となっていることから適切な生育環境とはなっておらず、当該個体が枯れかかっている状況が確認された。

また、イシジャーについても、支障除去措置等により林縁部の草本類や低木類が除去されていることから、日射量や通風量が変化していることが確認され、イシジャー内の植生等に悪影響を与える可能性が考えられた。

については、リュウキュウコクタンが移植された対象事業実施区域西側の緑地周辺及びイシジャー周辺においては、防風ネットを設置すること等により森林の内部が保護されるよう早期に対策すること。

(9) 陸域動物・陸域生態系

ア 貴重動物種について、事業の実施により影響が生じるとしているが環境保全措置の検討結果が示されていないものがあることから、環境保全措置の検討結果を示すこと。なお、環境保全措置の検討にあたっては、環境保全措置の具体的内容等について、専門家に意見聴取し、聴取した内容を評価書に示すこと。また、貴重種の保全に当たっては、個々の種の保全のみではなく、生息環境全体を保全することが重要であることから、事業計画全体とのバランスを保つ検討すること。

イ 夜間工事をしないこととしている一方で、照明を使用した場合の対策を示している。については、工事を実施する時間帯について具体的に示すとともに、照明を使用する場合の条件について評価書に具体的に示すこと。

ウ 工事中の資機材の運搬車両の走行による影響については、宜野湾北中城線（県道 81 号線）における走行ルートについて予測を行い、影響はほとんどないとしているが、対象事業実施区域西側の斜面緑地の改変により、生息地が分断され、生息地間を移動することにより、改変区域を通行する工事用車両や建設機械によるロードキルが懸念されることから、進入防止柵の設置等により、工事中におけるロードキルを防止すること。

エ 建設作業騒音による鳥類の重要な種への影響を予測する際の騒音発生源は、1 箇所のみで検討しているが、鳥類の生息が確認された対象事業実施区域西側の斜面緑地やイシジャーの近傍で工事を行う際には、建設機械の稼働による鳥類の重要な種への影響が懸念される。については、対象事業実施区域西側の斜面緑地やイシジャーの近傍で工事をした際の予測結果を示すこと。

また、生態系の注目種であるツミについては、工事直前の営巣状況を確認し、営巣が確認された際には、繁殖が終了するまで営巣地周辺を避けるような工事計画とし、

工事関係者の立入を禁止する等の対策をとるとしていることから、対象事業実施区域内で生息が確認された他の鳥類の重要な種においても同様の環境保全措置を検討すること。

オ イシジャーは、爬虫類の重要な種であるクロイトカゲモドキ等が確認されており、隣接する直接改変区域とイシジャーの間にバッファゾーンが計画されていないことによる生息環境への影響が懸念されるとしているが、具体的な環境保全措置が示されておらず、環境影響の回避・低減が検討されていない。

については、直接改変区域とイシジャーの間にバッファゾーンを配置する等の環境保全措置を検討すること。

カ 陸生貝類の重要な種の予測においては、現地調査結果が踏まえられていないことから、現地調査結果を踏まえて環境影響評価を行うこと。

キ 底生動物の重要な種として整理されたコマルケシゲンゴロウとタウナギはほぼ同じ位置で生息が確認されているが、工事の実施による環境影響の予測結果が大きく異なる。については、これらの確認位置と造成計画を詳細に重ね合わせた結果を示すこと。

ク 陸域動物の重要な種の施設等の存在又は供用時の予測において、環境類型区分の面積の変化により、生息環境の残存率を算出しているが、供用時の環境類型区分が示されていないことから、評価書に示すこと。

ケ 哺乳類の重要な種であり、生態系の典型種であるオリオオコウモリに係る環境保全措置として、餌資源となりうるモモタマナ等の樹木を用いるとしていることから、植栽する位置を評価書に示すこと。植栽の位置の検討に当たっては、都市公園の植栽計画方針で「園内の既存林は原則保全すること」としていることや、植栽する箇所においては「保全される既存林と調和する郷土樹種を主体とする構成とする」としていることとの整合を図ること。

コ 鳥類に係る環境保全措置として、餌資源となりうる樹木等を用いることで生息場を創出するとしていることから、具体的な樹種、植栽する位置について評価書に示すこと。植栽樹種や植栽する位置の検討に当たっては、都市公園の植栽計画方針で「園内の既存林は原則保全すること」としていることや、植栽する箇所においては「保全される既存林と調和する郷土樹種を主体とする構成とする」としていることとの整合を図ること。

サ イシジャーで生息が確認されているリュウキュウユビナガコウモリ及びオキナワコキクガシラコウモリは、フトウキアブをねぐらとして利用している可能性があることから、構造物の存在によって移動経路が阻害されることが懸念される。については、これらの種のフトウキアブの利用状況について詳細に調査し、必要に応じ環境保全

措置を検討すること。

シ 施設等の存在又は供用による重要な種への影響について、多くの重要な種において生息環境が減少する又は半減するおそれがあると予測していることに対して、可能な限り緑化を図るとしているが、都市公園以外における緑化の具体的内容及び当該環境保全措置を講じた場合の効果が示されていないことから、評価書に示すこと。

ス 施設等の存在又は供用による予測において、「樹林地では自然環境への影響に配慮して1ルクスの照度を下限とすることから、照明による周辺動物への影響は軽微であると予測した」としているが、影響を予測するためには、照度の上限値を示す必要がある。また、「樹林地への夜間照明とならないような設計とする。」としていることから、その具体的内容についても示す必要がある。

については、照明による陸域動物への影響については、照明計画において、照度の上限値、照明の向き、照明の使用時間等を示し、また、具体的な根拠を示した上で予測すること。

(10) 廃棄物

ア 工事中の一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量について、「想定できない」として予測されていない。類似事例から推定する等、方法書に記載された予測方法を踏まえ、適切に予測すること。

イ 施設等の存在又は供用における国際医療拠点ゾーンの産業廃棄物発生量については、「移転先で発生させる産業廃棄物に係る情報がない」としており予測されていない。現施設の規模等や産業廃棄物発生量の調査結果を踏まえて、国際医療拠点ゾーンにおける産業廃棄物発生量を予測すること。

また、国際医療拠点ゾーンの一般廃棄物発生量の予測結果については、「過大な値となる可能性がある」としているので、現施設における施設利用者人口及び一般廃棄物発生量を調査・比較して、必要に応じ補正することにより予測の精度を向上すること。

3 その他

(1) 既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、引用箇所ごとに出典を明示すること。また、出典の明示に当たっては、文献名、著者、作成時期、調査機関名等を明らかにすること。

(2) 本準備書に示された図について、図中の文字が小さい又は不鮮明であることから判読出来ないものがあることや、汚水幹線計画図のように図が示されているのみで本文中で説明がないものがあることから、内容の把握が十分出来ないものがある。については、示された図について内容が把握できるよう工夫し、わかりやすい図書の作成に努めること。